

浜田市病児・病後児保育室条例をここに公布する。

令和 3 年 7 月 7 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 30 号

浜田市病児・病後児保育室条例

（目的及び設置）

第1条 病児及び病後児を一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労との両立を支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市病児・病後児保育室（以下「病児・病後児保育室」という。）を浜田市田町757番地3に設置する。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童等 乳児、幼児及び児童をいう。
- (2) 病児 当面症状の急変は認められないが病気の回復期に至っていないことから、集団で保育又は教育を受けることが困難な児童等をいう。
- (3) 病後児 病気の回復期にあることから、集団で保育又は教育を受けることが困難な児童等をいう。

（事業）

第3条 病児・病後児保育室は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 病児及び病後児を一時的に保育する事業
- (2) その他病児・病後児保育室の設置の目的を達成するために必要な事業（管理）

第4条 病児・病後児保育室の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 病児・病後児保育室の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、病児・病後児保育室の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（開館時間）

第6条 病児・病後児保育室の開館時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（休館日）

第7条 病児・病後児保育室の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、

指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 8 月 13 日から 8 月 16 日まで
 - (4) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
- （利用対象者の要件）

第 8 条 病児・病後児保育室を利用することができる者は、次に掲げる要件を満たす病児及び病後児とする。ただし、第 1 号及び第 2 号に規定する要件については、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 生後 8 週に達する日から小学校の第 6 学年までの間にあること。
- (3) 保護者の勤務の都合、疾病、出産その他やむを得ない理由により家庭で保育を受けることが困難であること。

（利用登録）

第 9 条 前条第 1 号及び第 2 号に規定する要件を満たす児童等の保護者であって、病児・病後児保育室の利用を希望するものは、当該児童等について、利用する年度ごとに、あらかじめ指定管理者の登録を受けなければならない。

（利用許可）

第 10 条 前条の規定により児童等の登録を受けた保護者は、当該児童等に病児・病後児保育室を利用させようとするときは、あらかじめ当該児童等の健康状態等に係る医師の意見を聴いて、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、病児・病後児保育室の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第 11 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 前条第 1 項の規定により利用の許可を受けた児童等（以下「利用児童等」という。）の健康状態等が変化し、病児・病後児保育室における対応が困難であると認められるとき。
- (2) 利用児童等が第 8 条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) その他利用児童等の状況により病児・病後児保育室の利用が困難であると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、病児・病後児保育室の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消した場合において、利用児童等及びその保護者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(利用料金)

第12条 利用料金は、利用児童等1人につき、1日当たり1,000円の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用児童等の保護者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

第13条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第15条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用児童等の保護者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償等の義務)

第16条 利用児童等の保護者は、当該利用児童等が病児・病後児保育室の施設、設備又は器具を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行

為並びにこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る許可その他病児・病後児保育室の運営に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

（浜田市病後児保育室条例の廃止）

- 3 浜田市病後児保育室条例（平成 30 年浜田市条例第 26 号）は、廃止する。

（経過措置）

- 4 施行日の前日までに、前項の規定による廃止前の浜田市病後児保育室条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 第 12 条から第 15 条までの規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用する。